

京都市告示第 6 3 2号

京都市京町家の保全及び継承に関する条例第 1 7 条第 1 項の規定により、以下の所在地にある京町家を重要京町家に指定しましたので、同条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

令和 4 年 3 月 2 8 日

京都市長 門川 大作

重要京町家の所在地

所 在 地
京都市上京区寺之内通大宮西入大猪熊町 9 3 番地及び 9 3 番地の 1
京都市上京区五辻通六軒町西入溝前町 8 3 番地の 1
京都市上京区今出川通七本松西入真盛町 7 4 3 番地の 7
京都市上京区大宮通中立売下る常陸町 4 2 7 番地の 1 (一部) 及び 4 2 7 番地の 2
京都市上京区室町通下立売上る勘解由小路町 1 4 8 番地の 3, 1 4 8 番地の 4 及び同区出水通室町東入中出水町 3 8 6 番地の 1
京都市左京区川端二条下る孫橋町 1 5 番地 (一部)
京都市左京区丸太町通川端東入東丸太町 1 4 番地の 2 1, 同区東竹屋町通川端東入東竹屋町 6 2 番地の 5 及び 6 2 番地の 6
京都市中京区車屋町通二条下る仁王門突抜町 3 2 3 番地の 2
京都市中京区押小路通柳馬場西入竹屋町 1 6 6 番地
京都市中京区室町通六角下る鯉山町 5 2 4 番地
京都市中京区聚楽廻東町 3 1 番地の 1 0 及び 3 1 番地の 1 5
京都市中京区西ノ京永本町 1 5 番地の 3
京都市中京区壬生森前町 2 9 番地の 9 0
京都市東山区新宮川町通松原下る西御門町 4 4 4 番地
京都市東山区高台寺北門前通下河原東入鷺尾町 5 1 1 番地及び 5 1 3 番地
京都市下京区西洞院通高辻下る高辻西洞院町 8 0 7 番地 (一部)
京都市下京区東中筋通高辻下る舟屋町 6 7 9 番地

所 在 地
京都市下京区綾小路通新町西入矢田町120番地
京都市下京区仏光寺通西洞院東入菅大臣町185番地の1, 185番地の2及び185番地の4
京都市下京区仏光寺通柳馬場西入東前町422番地
京都市下京区御幸町通高辻下る柵屋町471番地の1
京都市下京区西石垣通四条下る斎藤町135番地及び140番地の8
京都市下京区北小路通新町西入井筒町656番地
京都市下京区室町通五条下る二丁目堺町240番地, 240番地の1及び240番地の2
京都市伏見区両替町一丁目387番地の1 (一部)
京都市伏見区両替町一丁目387番地の1 (一部)

(都市計画局まち再生・創造推進室)